内閣衆質一七五第九号

平成二十二年八月十日

議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議員橘慶一郎君提出鳥獣被害防止総合対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一 郎君提出鳥獣被害防止総合対策に関する質問に対する答弁書

一について

鳥獣による被害の実態に関しては、 クマ類による人身被害に係る被害人数及びクマ類を含む鳥獣による

農作物の被害金額について、 毎年度、 都道府県から報告を受けており、平成二十年度において、それぞれ、

全国で五十五人及び約百九十九億円となっている。

二について

鳥獣による被害の原因究明のためには、 鳥獣の生息状況の把握が必要であると認識しており、 政府とし

ては、 鳥獣の生息状況について定期的に全国的な調査を実施している。

三について

政府としても、 鳥獣による被害を総合的に防止するためには、 鳥獣の生息状況に応じた広域的な取組が

効果的であり、また、 鳥獣の種類に対応した多様な取組が重要であると考えており、引き続き、こうした

取組を推進してまいりたい。

四について

法律第百三十四号)の趣旨を踏まえ、 政府としては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣による被害の防止のための施策の総合的かつ効果的な推進に向 (平成十九年

けて、必要な財政上の措置を講じてまいりたい。